

保護観察及び社会貢献活動の枠組み等について

1 遵守事項と生活行動指針について

(1) 遵守事項

全ての保護観察対象者が遵守しなければならない一般遵守事項と個々の保護観察対象者ごとに定められる特別遵守事項がある。

社会貢献活動の実施を特別遵守事項に設定する場合の標準設定例としては、「保護観察所の長の定める計画に基づき社会貢献活動を行うこと」となっている。

(2) 生活行動指針

保護観察における指導監督を適切に行うため必要があると認めるときに保護観察所の長が定める保護観察対象者の改善更生に資する生活又は行動の指針である。生活行動指針が定められたときは、当該対象者は、これに即して生活し、行動する義務を負うことになる。

(3) 遵守事項と生活行動指針の違い

遵守事項に違反した場合、その行状等に鑑み、不良措置をとる場合がある。

生活行動指針に違反した場合、不良措置をとることはない。生活行動指針には、不良措置をとることがほとんど想定されない事項や、不良措置をとることを前提として義務付けるまでの必要性が認められないような事項が定められる。

運用上は、ある事項（例：「パチンコをしないこと」）をまず生活行動指針として定めておき、その後の行状の悪化等により当該事項を守らせる必要があると判断した段階で、これを特別遵守事項に「格上げ」することもある。

2 社会貢献活動の位置付け

社会貢献活動は、保護観察対象者を社会に貢献する活動に従事させ、当該対象者をして、社会に役立つ活動を行ったとの達成感を得させたり、地域住民等から感謝されることなどを通じ、自己有用感を獲得させたりして改善更生の意欲を高め、また、他者一般を尊重し社会のルールを遵守すべきことを認識させる目的で行うものとして位置付けている。

社会貢献活動の内容は、一般的に行われているボランティア活動の内容と重なる部分が大きいものの、社会貢献活動は保護観察対象者の改善更生に向けた指導監督の一環として行われる教育的措置であって、自発的・自主的に行われるボランティア活動とは趣旨が異なる。

3 社会貢献活動の実施対象者の選定基準等

(1) 特別遵守事項で義務付ける者

保護観察に付される理由となった犯罪又は非行の直接的又は間接的な原因として、次の4つのいずれかの事由が認められ、かつ、社会貢献活動を行うことによる処遇効果（保護観察対象者の自己有用感の涵養並びに規範意識及び社会性の向上により再犯防止及び改善更生に資する効果をいう。）が特に期待できる者としている。

【4つの事由】

- ・ 自己有用感や社会性が乏しく、社会から孤立する傾向が顕著であること。
- ・ 特段の理由なく、不就労又は不就学の状態が継続していること。
- ・ 素行不良者との交友があり、その影響のもとで同調的に行動する傾向が顕著であること。
- ・ 比較的軽微な犯罪又は非行を反復していること。

(2) 特別遵守事項で義務付けをしない者

以下の者については、原則として社会貢献活動を行うことを特別遵守事項に定めることはしない。

【8つの除外事例】

- ・ 犯罪又は非行の動機、態様等が特に凶悪である者
- ・ 重度の薬物依存症である、短期間に犯罪又は非行を繰り返しているなど、犯罪又は非行の傾向が進んでいる者
- ・ 暴力団員（準構成員を含む。）又は暴走族の中心的構成員であるなど、反社会的傾向が顕著である者
- ・ 高齢、傷病等のため社会貢献活動を行うことが困難な者
- ・ 日本語による会話が困難な者
- ・ 経済的に特に困窮しているなど、就労を優先すべき者
- ・ 粗暴性や衝動性が高いなど、活動の中断や活動時のトラブルが予想される者

(3) 生活行動指針等による実施について

社会貢献活動を行うことが保護観察対象者の再犯防止及び改善指導に資すると認められるときは、生活行動指針に設定するなどして、社会貢献活動を実施している。

4 回数、期間、時間及び活動場所

(1) 特別遵守事項による実施の場合

回数は5回とし、おおむね6月以内に活動が終了するよう活動計画を定め

ている。また、1回当たりの活動時間は、おおむね2時間から5時間までの範囲内で定めている。

活動場所については、保護観察対象者にとって、活動場所までの移動が著しい負担とならないよう配慮している。

(2) 生活行動指針等による実施の場合

特別遵守事項による実施に準ずるものとしている。ただし、活動の回数及び期間については、保護観察所の長の判断により個別に定めることができる。

5 社会貢献活動の実施方法等（保護観察官を主体とした実施方法）

(1) 活動計画の作成及び通知

社会貢献活動を実施することとした場合、速やかに社会貢献活動の計画を作成し、保護観察対象者に通知している。活動計画を作成するに当たっては、保護観察対象者の特性並びに活動場所及び内容等を十分考慮し、最も適切な活動を選定している。

(2) 活動当日までに行うこと

- ・ 活動日を定め、社会貢献活動参加者や活動場所の管理者等に対し、集合場所・実施場所のほか、緊急連絡先等の必要な連絡を行うとともに、天候不良の場合、参加者の体調不良になった場合等、不測の自体への対応を含め、安全確認等を行う。
- ・ 社会貢献活動の意義等について保護観察対象者に対して具体的に説明し、社会貢献活動参加への動機付けを高めるよう努める。

(3) 社会貢献活動中に行うこと

- ・ 保護観察対象者に対し、活動開始時には目標設定等に関する指導を行い、終了時には振り返りに関する指導を行う。目標設定及び振り返りに使用する振り返りシートの例は別紙のとおり。
- ・ 協力者（更生保護女性会員やBBS会員等）に対する助言を行う。

(4) 活動終了後に行うこと

- ・ 活動終了後の初回の面接において、振り返りを行う。
- ・ 計画されていた全ての活動の終了後には、全活動についての振り返りを行う。
- ・ 活動場所の管理者等とともに、活動状況を踏まえた課題や問題点を取り上げ、その後のより適切かつ円滑な実施に生かすよう努める。